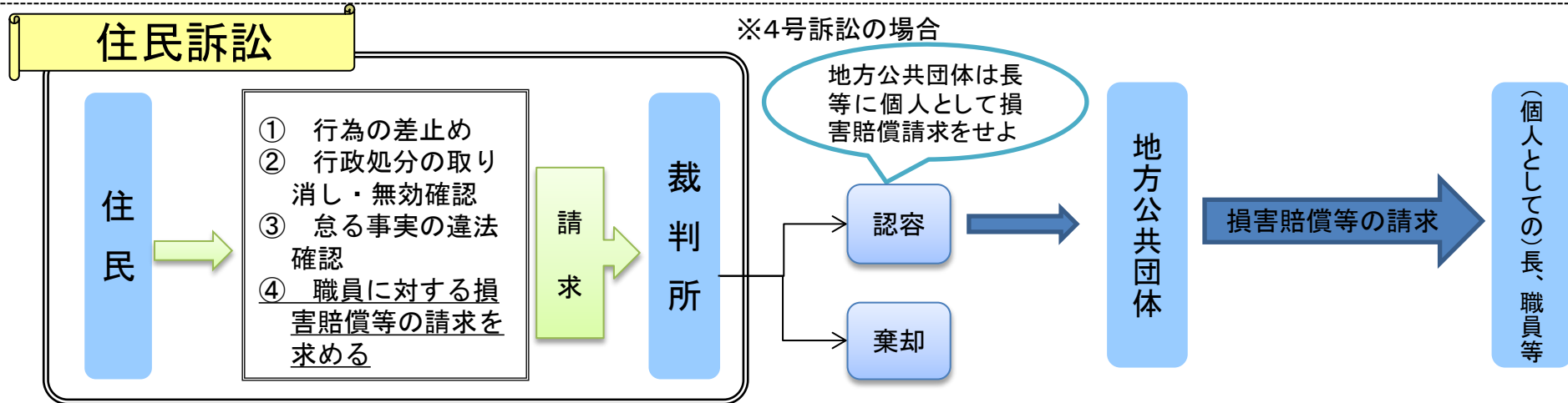


住民訴訟に関する検討会報告書について(概要)

○住民訴訟制度とは

- 地方公共団体が行った公金の支出等について違法であると考える場合、住民であれば誰でも裁判所に訴えることができる(住民訴訟)
- 訴えることができる内容は、違法な支出により地方公共団体に生じた損害を補てんするために、長等に個人として損害賠償等を請求することを、地方公共団体に対して求める(4号訴訟)等の4種類

※ 平成19～20年度の2年間に全国で提起された住民訴訟の件数は431件。うち4号訴訟は357件(82.8%) (出典:地方自治月報第55号)



○4号訴訟において個人としての長に対する損害賠償請求が認められた実例

◆ 神戸市(大阪高裁平成21年1月20日判決)

神戸市が外郭団体(神戸市障害者スポーツ協会等)に補助金約3億6651万円を支出。そのうち神戸市からの派遣職員の給与に充てられた分2億5379万円が違法。神戸市が市長に対し2億5379万円の損害賠償請求をすることが命じられた(最高裁で確定。ただし、議会が市長に対する損害賠償請求権を放棄)

(※「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」によると、補助金を派遣職員の給与に充てることはできない)

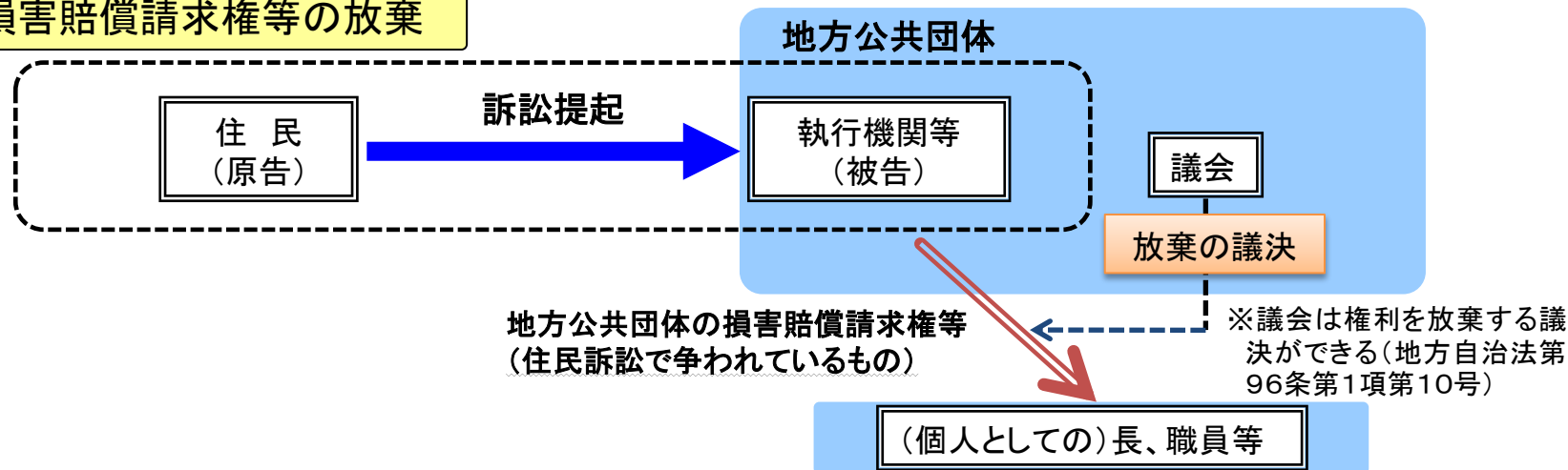
◆ 京都市(大阪高裁平成15年2月6日判決)

京都市がゴルフ場開発予定地であった土地の買取代金として47億5623万円を支出。そのうち約26億1257万円分は適正価格を大幅に超えて違法。市長に対し約26億1257万円の損害賠償が命じられた(最高裁で確定)

○損害賠償請求権等の放棄

- ・ 近年、地方公共団体の議会が、4号訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決を行う事例が発生
 - ・ 神戸市の補助金支出の事例においても、議会が市長に対する2億5379万円の損害賠償請求権を放棄
- ⇒損害賠償請求権等の放棄の適否について、判例や学説において考え方が分かれていた

損害賠償請求権等の放棄



○損害賠償請求権等の放棄に関する最高裁判決(平成24年4月20日及び同23日)

【住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について】

- 地方公共団体の損害賠償請求権等を放棄することの適否の判断については、議会の裁量権に基本的に委ねられている
- ただし、裁量権の逸脱・濫用に当たると裁判所が判断したときは、さかのぼって放棄が無効となる

【千葉勝美裁判長(元最高裁行政局長)の補足意見において次のように言及】

- 住民訴訟制度の下、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる場面が生じている
- 議会による放棄は、過大な責任が追及されることを踏まえた議会なりの対処の仕方
- 例えば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、個人的な利得のために違法行為をした場合等に限り、それ以外は、裁判所が違法宣言をし、地方公共団体において懲戒処分等をするを義務付ける等の方法も考えられる

最高裁判決は、議会による損害賠償請求権の放棄について、議会の裁量判断のあり方や住民訴訟制度の下における長等の責任追及のあり方について問題を提起。総務省において地方自治法の改正など立法による制度的な解決を検討する必要

○「住民訴訟に関する検討会」の設置

住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について最高裁判所の判断が示されたことから、今後の住民訴訟のあり方について検討を行うため、平成24年7月に自治行政局において「住民訴訟に関する検討会」(座長:碓井光明明治大学教授)を開催。計7回の会議を経て、平成25年3月に報告書を取りまとめ。

(委員) ◎碓井 光明 明治大学法科大学院教授(行政法) ○長谷部 恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授(憲法)
大橋 洋一 学習院大学法科大学院教授(行政法) 森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授(民法)
小林 裕彦 弁護士 山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授(民事訴訟法)
斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授(行政法) 山本 爲三郎 慶應義塾大学法学部教授(商法)
谷口 尚子 東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授(政治学) (※五十音順、敬称略)(※座長:◎ 座長代理:○)

○「住民訴訟に関する検討会報告書」の概要

- 最高裁判決が提起した問題に対し、「考えられる方策」として6つの対応案を提示
- 各対応案には、それぞれに意義及び留意すべき点がある
- 解決の方向性をあえて一案に絞ることはせず、今後、これらをたたき台として更に議論が深められることを期待

考えられる方策

案Ⅰ 違法事由の性格等に即した注意義務違反の明確化

例えば、補助金の支出にどのくらい関与していたか、当時の補助金に対する他の地方公共団体の取扱いはどうか等、特定の支出について、違法を防ぐために長等が払う注意のレベルに応じ、長等が個人として損害賠償責任を負うかを訴訟で慎重に検討されるようにする

案Ⅱ 軽過失免責

長等に故意又は重大な過失があったときのみ損害賠償責任を負い、軽微な過失のときは損害賠償をしなくてよいこととする。国家賠償法(個人責任の追及については軽過失免責)との均衡を図る

案Ⅲ 違法確認訴訟を通じた是正措置の義務付けの追加

住民が公金の支出等が違法であることの確認を裁判所に求めることができるようにする。違法が確認されると、地方公共団体は再発防止体制の整備など組織としての対応を必須とする。一方、個人としての長等に対する損害賠償責任は軽過失免責とする

案Ⅳ 損害賠償限度額の設定

軽過失のときに限って、個人として長等が負う損害賠償の額を例えば年収の数倍までと限度額を設定する

案Ⅴ 損害賠償債務等を確定的に免除する手続の設定

(監査委員の免除決定)

裁判で確定した長等の損害賠償債務を確定的に免除するための手続を新設する。長や議会から独立した監査委員が免除する額を決めることとする。議会による任意の放棄はできなくなる

案Ⅵ 損害賠償債務等を免除する手続要件の設定

(監査委員からの意見聴取)

議会が長等の損害賠償債務を免除する議決をする前に監査委員が意見を述べることで、議会の議決に至る議論の公正さや適正さを高める